

○総務省告示第四百十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第四百四十五号（地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

総務大臣 林 芳正

「独立行政法人国立女性教育会館」を「独立行政法人男女共同参画機構」に改める。